



鳥取県公報

令和6年2月9日(金)
号外第7号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の中止(60)(家庭支援課)	2
	県統計調査の実施(61)(〃)	2

告 示

鳥取県告示第60号

令和5年12月12日付鳥取県公報号外第94号の鳥取県告示第577号で告示した県統計調査を中止するので、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項後段の規定により告示する。

令和6年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 中止する調査の名称
令和5年度鳥取県子どもの生活状況調査
- 2 中止する理由
調査項目の見直しのため。

鳥取県告示第61号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
令和5年度鳥取県子どもの生活状況調査
- 2 調査の目的
鳥取県内の子育て世帯の経済状況及び生活状況を調査し、「シン・子育て王国とっとり計画（仮称）」の策定のための基礎資料とするほか、各種施策の検討に活かすことを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
鳥取県内に所在する公立小学校及び公立中学校に在籍する小学校第5学年及び中学校第2学年の児童・生徒並びにその保護者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 小学生及び中学生向け調査
 - (ア) 学校及び勉強の状況
 - (イ) 食事及び生活の状況
 - (ウ) その他生活状況に関する事項
 - イ 保護者向け調査
 - (ア) 世帯及び家族の状況
 - (イ) 親と子どもの関わりの状況
 - (ウ) 親の経験
 - (エ) 親の職業及び世帯収入
 - (オ) 親子の心身の健康状態
 - (カ) 頼れる人及び公的支援の利用状況
 - (キ) その他生活状況に関する事項
 - (2) 基準となる期日
調査票記入日
- 5 報告を求める者
 - (1) 小学校第5学年の児童約4,700人及びその保護者約4,700人
 - (2) 中学校第2学年の生徒約4,700人及びその保護者約4,700人
- 6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して公立小学校又は公立中学校を介して調査票を配布し、記入された調査票を鳥取県（調査委託業者）に返送させる形で行う。

7 報告を求める期間

令和6年2月13日から同月28日まで

8 調査票情報の保存期間

令和7年3月31日まで

9 結果の公表方法

令和5年度鳥取県子どもの生活状況調査分析報告書として鳥取県のホームページで公表する。